

事案調書(決定会議)

審議日 令和2年5月14日

| | | | | | | | |
|-------------------------|--|----|---------|---|----------------|-------|----|
| 案件名 | 麻溝台・新磯野第一整備地区土地区画整理事業における事業再建に係る取組について | | | | | | |
| 所管 | 都市建設 | 局区 | まちづくり事業 | 部 | 麻溝台・新磯野地区整備事務所 | 課 担当者 | 内線 |
| 審議事項 | ○麻溝台・新磯野第一整備地区土地区画整理事業の事業再建の検討に必要な事業計画の変更案の作成に係る委託の実施について | | | | | | |
| 決定会議 審議結果 (政策課記入) | 事業再建に係る取組として調査委託のため6月補正予算を要求すること、並びにこれに付随する地中障害物の調査等の経費として12月補正予算を要求することについて承認し、上部庁議へ付議する。 | | | | | | |

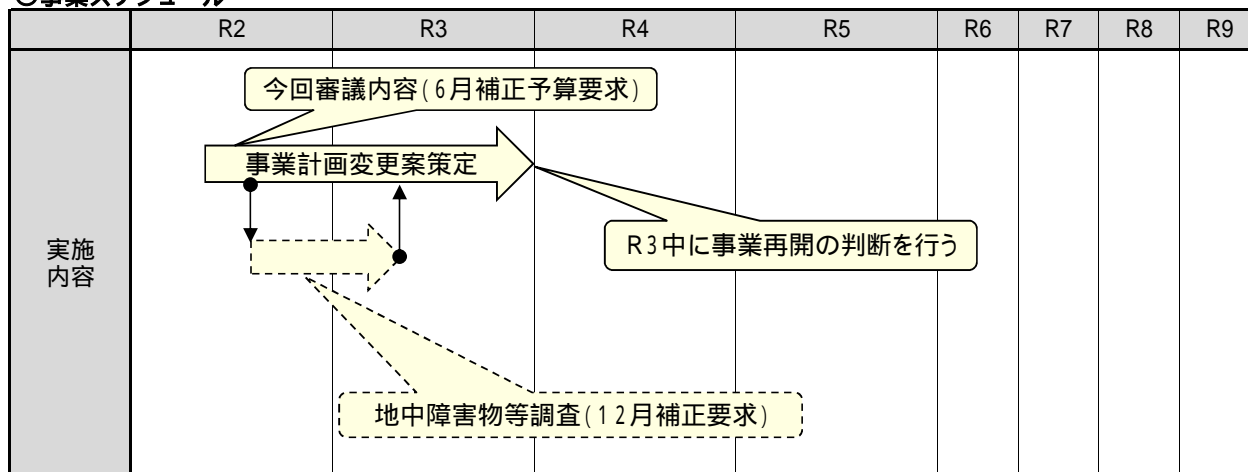
事案概要 / 事業の実施期間

事案概要: 大量の地中障害物が発出したこと等により、事業の推進が困難となった麻溝台・新磯野第一整備地区土地区画整理事業の事業再建の検討に必要な事業計画の変更案の作成について諮るもの

事業の再建期間: 令和2年度～令和3年度

事業スケジュール / 事業経費・財源 / 必要人工

○事業スケジュール



○事業経費・財源

(千円)

| 項目 | 補助率/充当率 | R2 | R3 | R4 | R5 | R6 | R7 | R8 | R9 |
|-----------|---------|---------|---------|----|----|----|----|----|----|
| 事業計画変更案作成 | | 30,000 | 50,000 | | | | | | |
| 地中障害物当調査 | | 79,200 | 276,800 | | | | | | |
| 仮置土移設・分別 | | 83,100 | 193,900 | | | | | | |
| 特財 | 国、県支出金 | | | | | | | | |
| | 地方債 | | | | | | | | |
| | その他 | | | | | | | | |
| 一般財源 | | 192,300 | 520,700 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| うち任意分 | | | | | | | | | |
| 捻出する財源 | | | | | | | | | |
| 一般財源拠出見込額 | | 192,300 | 520,700 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

捻出する財源概要...

○必要人工(事業実施に当たり、新たな人員配置を求める場合のみ記入)

(人工)

| 項目 | | R3 | R4 | R5 | R6 | R7 | R8 | R9 |
|-----------|-------|----|----|----|----|----|----|----|
| 実施に係る人工 | A | | | | | | | |
| 局内で捻出する人工 | B | | | | | | | |
| 必要な人工 | C=A-B | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

局内で捻出する人工概要 ...

| | | | | | | | |
|-------------|-----------|----|--------|--------|----------|----------|----|
| 日程等 調整事項 | 条例等の調整 | なし | 議会提案時期 | 令和2年6月 | 定例会議 | 報道への情報提供 | なし |
| | パブリックコメント | なし | 時期 | | 議会への情報提供 | なし | |

事前調整、検討経過等

| 調整部局名等 | 調整内容・結果 |
|--------|----------------------|
| 都市計画課 | 都市計画への影響について 調整済 |
| 政策課 | 事業の推進方策について 調整済 |
| 財政課 | 補正予算要求の方法について 調整済 |
| 契約課 | 契約方法について 調整済 |
| 総務法制課 | 議会对応について 調整済 |
| 廃棄物指導課 | 不法投棄に係る対応について 調整済 |
| 環境保全課 | 土壌汚染対策法上の手続きについて 確認済 |
| | |
| | |

| | |
|-----|--|
| 備 考 | |
| | |
| | |

| | |
|----------------|---|
| 調整会議での 主な意見 | <p>○事業計画変更委託(約8千万円)及び地中障害物調査、仮置き土移設委託(約6億円)両者の実施について諮るといふことによいか。 今後の事業の方向性を示すために必須の調査であるため、両委託について承認をいただきたいと考えている。令和3年度末に事業の方向性を示すには、6月補正で予算を確保し、早期に委託発注を行う必要がある。</p> <p>○事業停止期間中にも経費はかかっているのか。 工事は中断しているが事業は継続しているため、地権者等への補償や現場の維持管理経費が必要であり、毎年度合計で3億程度の支出が必要となっている。</p> <p>○新型コロナウイルス対策も実施しているところで、現在の財政状況を鑑みると、本事業の実施のためには他の事業の取り止め等を検討する必要がある。今年度と来年度に必要な経費をそれぞれ示してもらいたい。それを基に調整する必要がある。 承知した。</p> |
|----------------|---|

第1回 決定会議 議事録

令和2年5月14日

1 麻溝台・新磯野第一整備地区土地区画整理事業における事業再建に係る取組
について

(説明者：まちづくり事業部長)

(1) 主な意見等

- 麻溝台・新磯野第一整備地区土地区画整理事業(以下「本事業」という。)は市として意思決定した案件であることを踏まえると、事業再建に当たっては、都市建設局だけでなく市全体の責任として捉えなければならない。このことをすべての部に認識してもらう必要がある。
- 財源確保のため、市街地整備基金の活用も考えられるが、「市街地整備事業の財源とする」と条例で規定されていることから、本案件にこの基金を充当することは適当でないと考えられる。現状では基金充当は難しいため、一般財源で対応せざるを得ないが、12月に要求予定の補正予算については、引き続き整理させてもらいたい。
- その上で、財政サイドとしては、事業再建に係る令和2年度及び3年度の予算を個別に対応しなければならないものと考えている。

本案件は市街地整備事業に必要な業務であり、市街地整備基金を活用することについては問題ないとする。事業再建の判断を行うことを目的とした委託内容としているが、その内容は資金計画を含め事業計画や換地計画の見直しに必要なものであり、委託内容の殆どが通常の土地区画整理事業でも行われる業務である。
- 本事業そのものを、今後どのようにするかが大きな課題であるが、「事業計画変更案の策定」が令和3年度末までかかると想定される中、「事業再開の判断」のために庁内で検討する期間は十分確保されているのか。

事業再建に係る委託の最終的な成果物の納入は、令和3年度末を想定しているが、地中障害物の処理費用の負担の在り方や資金計画なども含めた事業再開の判断に要する材料が出てきた段階、すなわち委託作業期間の途中においてその都度、再開判断に係る調整を行っていく予定である。
- 受託業者から出される調査結果を基に庁内で十分に検討し、オープンな場での議論があって、初めて政策的な判断ができるのではないかと。

検証によって明らかとなった課題等については、複雑に絡み合っていることから総合的に整理する必要があり、個別具体的に整理、解決できるものではない。施行者として、地権者負担の軽減と財政負担などのバランスを考慮した事業計画の変更案を作成し、地権者等の理解を求める必要があると考える。

- 麻溝台・新磯野地区全体について、後続地区の進め方はどのように考えているか。
第一整備地区は、環境アセスメント評価を廃止して市施行で進めてきたことを踏まえると、後続地区も市施行で進めていくのは難しいと考えている。
地権者を含めて民間活力を得ながら進めていくような方向性でイメージしているが、都市計画区域区分(線引き)の見直しの方向性も念頭に入れておくべきことと考えている。
- 委託の発注方法について、「複雑な課題に対する技術的な提案」とは、本委託ではどの部分に該当するのか。
複数の課題がお互いに影響し合っている案件であるため、あらゆる項目において専門的な知見から提案していただくことを想定している。
- 「一者であっても成立する」という点は、本来の入札ルールに則るならば書かずとも理解できるのではないか。契約課にも確認してもらいたい。
承知した。
- 「当初見込むことのできない状況の変化により、発注期間の延長が必要な場合には、受注者と協議を行い、期間延長の対応を図る」という点は、令和3年度以降まで期間が延びる可能性を示唆しているように見えるため、再考願いたい。
- また、受託業者としてはコロナウイルス対応もあると思われるが、市としては令和3年度末に事業再建の判断をするという姿勢を示してもらいたい。
- 「事業成立性の検証」の成果の度合いについて、成果を受けたらそのまま公表するということが。
あくまでも委託業者から案として受け取るものなので、最終成果品の是非、内容の検証を市が行い、事業計画の変更案としての決定は施行者として判断していく。

(2) 結果

- 事業再建に係る取組として調査委託のため6月補正予算を要求すること、並びにこれに付随する地中障害物の調査等の経費として12月補正予算を要求することについて承認し、上部庁議へ付議する。

以 上